

議案第86号 説明資料

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第2項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町総合計画策定審議会条例 (昭和45年6月9日 条例第36号) 第1条～第6条 略 (庶務) 第7条 審議会の庶務は<u>企画室</u>において処理する。 第8条 略	○幕別町総合計画策定審議会条例 (昭和45年6月9日 条例第36号) 第1条～第6条 略 (庶務) 第7条 審議会の庶務は<u>企画総務部</u>において処理する。 第8条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第3関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町行政改革推進委員会設置条例 (昭和60年12月14日 条例第24号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。 第7条 略	○幕別町行政改革推進委員会設置条例 (昭和60年12月14日 条例第24号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>企画総務部</u>において処理する。 第7条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第4項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例 (昭和48年11月12日 条例第34号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。 第7条 略	○幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例 (昭和48年11月12日 条例第34号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>企画総務部</u>において処理する。 第7条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第5項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町地域福祉計画策定委員会条例 (平成21年3月25日 条例第9号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>民生部福祉課</u>において処理する。 第7条 略	○幕別町地域福祉計画策定委員会条例 (平成21年3月25日 条例第9号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>住民福祉部</u>において処理する。 第7条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第6項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年3月25日 条例第10号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 地域協議会の庶務は、<u>民生部こども課</u>において処理する。 第7条 略	○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年3月25日 条例第10号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 地域協議会の庶務は、<u>住民福祉部</u>において処理する。 第7条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第 7 項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町障害者福祉計画策定委員会条例 (平成12年 6 月 30 日 条例第59号) 第 1 条～第 5 条 略 (庶務) 第 6 条 委員会の事務局は、<u>民生部福祉課に置く。</u> 第 7 条 略	○幕別町障害者福祉計画策定委員会条例 (平成12年 6 月 30 日 条例第59号) 第 1 条～第 5 条 略 (庶務) 第 6 条 委員会の<u>庶務は、住民福祉部において処理する。</u> 第 7 条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第8項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町都市計画審議会条例 (昭和45年3月24日 条例第23号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>都市施設課</u>において処理する。 第7条 略	○幕別町都市計画審議会条例 (昭和45年3月24日 条例第23号) 第1条～第5条 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>建設部</u>において処理する。 第7条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第9項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年3月23日 条例第3号) 第1条及び第2条 略 (組織) 第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道部</u>を置く。 第4条～第8条 略	○幕別町水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年3月23日 条例第3号) 第1条及び第2条 略 (組織) 第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>建設部</u>を置く。 第4条～第8条 略

幕別町部設置条例の全部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第10項関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町簡易水道設置条例 (昭和44年10月 1 日 条例第23号) 第 1 条及び第 2 条 略 (事務所) 第 3 条 簡易水道の事務所は、幕別町役場<u>水道部</u>におく。	○幕別町簡易水道設置条例 (昭和44年10月 1 日条例第23号) 第 1 条及び第 2 条 略 (事務所) 第 3 条 簡易水道の事務所は、幕別町役場<u>建設部</u>におく。